

令和2年度 第1回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和2年7月3日(金)午後3時00分～3時50分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	四方、橋口、松岡、三島、森部
労働者代表委員	今村、蔵本、中川、西、野口
使用者代表委員	奥野、甲斐、河野、野口、柳本
事務局	名田労働局長, 鈴木労働基準部長, 松澤賃金室長, 吉田賃金指導官

4 議事内容

【指導官】

こんにちは

会議に先立ちまして、(6/5 付け)開催案内でも通知しておりましたが、「クールビズ期間」として、事務局一同、夏季軽装で出席させていただいておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、広めの会場としていること、会場入口に消毒液を設置していること、出席者にマスクの着用を求めていること等の対策を講じていることをお伝えしておきます。

ただいまから令和2年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

申し遅れましたが、私は賃金指導官の吉田と申します。

会長に議事を引き継ぐまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、本日の出欠状況でございますが、委員 15 名中全員の委員の皆様にご出席いただいております。

これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

また、審議会の開催について公示を行ったところ、傍聴希望の申出はございませんでした。

つぎに、本年度、新たに3名の委員の交替がございましたので、異動の状況について説明いたします。

委員の名簿は、審議会資料の1頁目でございます。

労働者代表委員の江並委員が4月30日付けで退任され、後任には今村彰博委員が選任されました。

使用者代表委員の豊島委員も同じく4月30日付けで、また小八重委員が5月31日付けで退任され、後任には甲斐正文委員と野口和彦委員が選任されました。

新しく就任いただきました3名の皆様は、前任者の任期を引き継いでいただき、令和3年4月30日までの任期となります。

初めての面識の方もいらっしゃると思いますので、自己紹介をいただきます。

労働者代表委員の今村様です。

【今村委員】

今村でございます。よろしくお願いいたします。

【指導官】

使用者代表委員の甲斐様です。

【甲斐委員】

甲斐でございます。よろしくお願いいたします。

【指導官】

使用者代表委員の野口様です。

【野口委員】

野口でございます。よろしくお願いいたします。

【指導官】

ありがとうございました。

続きまして、留任の委員の方々、事務局の紹介をさせていただきます。

公・労・使の順に委員の皆様を紹介いたします。

名簿の順に紹介させていただきます。

【指導官】

公益委員からご紹介いたします。

四方委員でございます。

橋口委員でございます。

松岡委員でございます。

三島委員でございます。

森部委員でございます。

次に労働者側委員をご紹介いたします。

先ほど、ご挨拶をいただいた今村委員でございます。

蔵本委員でございます。

中川委員でございます。

西委員でございます。

野口委員でございます。

続きまして使用者側委員をご紹介いたします。

奥野委員でございます。

先ほど、ご挨拶をいただいた甲斐委員でございます。

河野委員でございます。

先ほど、ご挨拶をいただいた野口委員でございます。

柳本委員でございます。
事務局につきましては、順に自己紹介いたします。

【労働局長】

労働局長の名田でございます。よろしくお願いいたします。

【基準部長】

労働基準部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【賃金室長】

賃金室長の松澤でございます。よろしくお願いいたします。

【指導官】

賃金室の吉田でございます。不慣れな点が多いかと存じますが、よろしくお願いいたします。
それでは、本年度第1回目の審議会の開催にあたり、名田労働局長よりご挨拶申し上げます。

【労働局長】

令和2年度第1回宮崎地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。
また、日頃から、賃金行政をはじめ労働行政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、深く感謝申し上げます。

第55期の審議会委員につきましては、令和元年5月1日から令和3年4月末まで2年間の任期
をお願いしているところです。本年も宜しく願いいたします。

そして、先般、労働者代表1名、使用者代表2名のご退任に伴い、今年度、新たに3名の方に委員
にご就任いただきました。新任委員の方には、最低賃金についての社会的関心が高い状況の中、
ご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、経済の好循環を実現させるためには、最低賃金を含めた賃金の引上げは重要であり、宮
崎県の最低賃金については、当審議会でご労使の皆様にご真摯に審議していただき、平成25年以降
の7年間で137円の引上げを実現することができました。また、昨年度は28円の引上げとなり、
現行方式で過去最高の上げ幅となったところであります。

一方、直近の宮崎県の経済、雇用情勢を見ますと、7月1日に発表された日銀宮崎事務所の
「宮崎県金融経済概況」によりますと、「宮崎県の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大の
影響により、厳しい状況にある。」とされています。

さらに、当労働局が6月30日に発表した宮崎県の令和2年5月分の有効求人倍率（季節調整
値）は1.12倍と前月より0.08ポイント低下しています。宮崎県の雇用失業情勢は、求人が求職
を上回って推移しているが、求人が減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影
響に十分注意する必要があるとの情勢判断としているところであります。この雇用失業情勢です
が、0.08ポイントという下げ幅は、宮崎県においては過去2番目（最大は0.1ポイント減）の
下げ幅でございます。0.08という大きな減少が2か月連続で続き、2か月で0.16ポイントとい
う下げ幅となっているところであります。

有効求人倍率の大きな減少は今申し上げたとおりですが、特徴としまして、求職者はあまり増
えておらず、むしろ減っており、求人が減っている状況であります。求職者が増えないというこ

とは、宮崎県内の多くの事業主の方々が全力で雇用に取り組んでいることの表れであると分析しているところです。宮崎労働局といたしましては、第2次補正予算で拡充されました雇用調整助成金等を活用いただきまして、労使の皆さんにもご協力をいただきながら、雇用の維持、事業の維持、そして生活暮らしを守り抜いていきたいと考えているところであります。

このように、全国並びに宮崎県の経済状況や雇用環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大により悪化し、雇用を守ることが最優先課題となる情勢にあります。委員皆様におかれましては、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定原則及び目安制度の在り方に併せて、経済・企業・雇用動向等の状況、労働者の最低労働条件の確保等総合的観点から、ご審議・ご判断をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、本年度第1回目の最賃審議会開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【指導官】

ありがとうございました。

本年度の審議会は、第55期2年目となります。

昨年第1回目の審議会で、審議会会長に松岡委員、会長代理に森部委員が選出されていますので、本年度も引き続きお願いいたします。

ここからは、松岡会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

松岡会長、よろしくお願いいたします。

【松岡会長】

それでは、議題1の「宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について」に入りたいと思います。

はじめに、宮崎県最低賃金の改正について、局長から諮問をお受けします。

【局長】

(諮問文を手交) よろしく申し上げます。

【松岡会長】

ただいま、局長から諮問がございました。

委員の皆様のお席に、諮問文の写しが配付されたところで、事務局から諮問内容について説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは、諮問の理由について説明させていただきます。

まず、全国の経済・雇用の状況です。

6月19日の(内閣府)月例経済報告によりますと、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。」とされており、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされております。

また、総務省が6月30日に発表しました労働力調査によりますと、5月の完全失業率(季節調整値)は2.9%。前月に比べ0.3ポイントの上昇となっております。

次に、宮崎の経済・雇用の状況です。

7月1日に発表されました日本銀行宮崎事務所の「宮崎県金融経済概況」によりますと、「宮崎県の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、厳しい状況にある。」「雇用・所得環境は、弱い動きとなっている。」とされています。

また、宮崎県の「雇用失業情勢」は、緊急事態宣言による影響を受けることが明らかになった令和2年4月・5月と2か月連続で有効求人倍率（季節調整値）が前月より0.08ポイント低下し、1.12倍となっております。59か月連続で1倍台を維持しておりますが、1.12倍は2016年2月（平成28年2月）と同じ倍率で、4年3か月ぶりの水準となっております。今般の求人倍率の低下は、求職者数の増加よりも求人数の大幅減を反映したのとなっておりますが、新規求人の減少の要因としては、4月・5月に新型コロナウイルス感染症の影響により、求人更新等を差し控える動きがあったことがあげられます。

これらの状況から、「雇用失業情勢は、求人が求職を上回って推移しているが、求人が減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある。」と判断しております。

次に、今年度、全国における春季賃上げ回答妥結状況です。

6月5日付け連合発表では全体で1.90%（5,536円）の引上げ、中小組合（300人未満）では1.81%（4,512円）の引き上げとなっております。

また、5月21日付けと6月12日付けの日本経団連発表では、大手企業（500人以上）で2.17%（7,297円）の引上げ、中小企業（500人未満）で1.72%（4,471円）の引き上げとなっております。

本年6月26日、中央最低賃金審議会が開催され、加藤厚生労働大臣から「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。」との諮問が行われたところです。

宮崎県における今年の宮崎県最低賃金の改正決定の調査審議におきましては、以上の点を踏まえつつ、労働者の労働条件の改善と生活の安定といった最低賃金法の目的と併せて、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の法定基準であります労働者の生計費、労働者の賃金、企業の支払い能力といった状況、そして、目安制度の意義等も含めて総合的に審議いただき、最低賃金審議会としての意見をお伺いしたいと考え、諮問させていただく次第です。

本審議会からの答申を踏まえ、局長において宮崎県最低賃金を改定させていただくこととなります。

委員の皆様方には活発なご審議を賜り、ご答申いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【松岡会長】

局長から諮問があった場合には、専門部会を設置することになっておりますが、まず、この専門部会の構成及び審議会の従来例等について事務局から説明いただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

【賃金室長】

「専門部会」の設置について、説明します。

資料として配布しております「令和2年度最低賃金決定要覧」にて説明いたします。

P142以下に最低賃金法関係法令が掲載されています。

専門部会の設置に関する規定につきましては、P146の第25条第2項に「最低賃金審議会は

最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を設置しなければならない。」と規定されています。

委員の構成については、第25条第3項には、「労・使・公の代表委員各同数をもって組織する。」と規定されています。

専門部会の委員の数につきましては、P161の最低賃金審議会令第6条1項におきまして、「委員の数は9人以内とする。」と規定されております。宮崎も各側3名ずつ9名で構成してきております。

審議会及び専門部会の成立要件につきましては、P161の最低賃金審議会令第5条第2項で「委員の3分の2以上又は各側3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されていますので、専門部会の場合、公労使9人のうち、6人以上、又は各側1人以上の出席が必要となります。

議決につきましては、第5条第3項におきまして、「過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と規定されています。

次に最低賃金審議会令第6条第5項をご覧ください。

「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

宮崎では、運営小委員会において、この規定を採用するかどうか、毎年、確認しています。

専決事項の基本的な考え方につきましては、資料のP7「最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について」を参照ください。

宮崎では、これまで地域最賃でも産別最賃でも、専門部会が「全会一致」で決議した場合に限り、審議会令第6条第5項を採用することとしてきました。

専門部会で、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の申し立てを行った場合については、原則3日以内に本審を開催して審議の上、結論を下すものとするようになっていきます

また、資料P8の流れ図をご覧ください。専門部会で全会一致の場合は、専門部会で採決を行い、部会報告書を作成・提示し了解を得ます。

それから答申文案を提示し、了解を得た上で答申をすることになります。

この場合、後日開催する本審では部会報告を行い、答申は行わないことになります。

専門部会が全会一致でない場合は、公益委員見解を示して採決します。

そして、部会報告書を作成・提示し了解を得ることになります。後日、開催される本審では、部会報告を行い、答申文案を提示し、採決の上、答申することになります。

以上です。

【松岡会長】

専門部会について、今、事務局より説明がありましたけれども、従来どおり専門部会を設置するという進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、宮崎県の最低賃金については、今後、専門部会で調査審議していただくことにしたいと思います。

専門部会の委員については、労使双方より早急にご推薦いただきたいと思いますが、事務局から、推薦手続きについて説明をお願いします。

【指導官】

専門部会を設置して調査審議することになりましたので、委員任命のための推薦依頼の手続きを進めることといたします。

推薦締切日は令和2年7月22日(水)までとさせていただきますと存じますので、労使各側よろしくお願い致します。

【松岡会長】

ここで、配付資料について、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

お手元に審議会レジメ、審議会資料、宮崎労働局作成の「宮崎県の賃金」、労働調査会発行の「令和2年度版 最低賃金決定要覧」をお配りしております。

本日配付の資料について簡単に説明させていただきます。

資料 1 (1ページ)は、第55期の宮崎地方最低賃金審議会委員名簿となります。任期について、令和3年4月30日までになります。

次に資料 2 (3ページ)は、「宮崎地方最低賃金審議会運営規程」で、審議会の運営に関する合意事項をルール化したものです。

次に資料 3 (5ページ)からは、「宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程」で、地域別最低賃金や産業別最低賃金の改正に当たって設置される専門部会の運営に関して、合意事項をルール化したものです。

次に資料 4 (7ページ)は、最低賃金専門部会の運営に係る「最低賃金審議会令第6条5項採用に関する基本的な考え方」で、次ページが、これを簡単にフロー図としたものです。

次に資料 5 (9ページ)は、令和元年度の宮崎地方最低賃金審議会の開催状況です。

次に資料 6 (11ページ)には、今年度の運営計画(案)を示してございます。運営計画(案)のタイムテーブルは、8月7日に結審した場合の、10月3日発効とした場合を添付しておりますが、詳細につきましては、運営小委員会におきまして審議していただくこととなります。

資料 7 (13ページ)からは、今年度の答申日別 最短効力発生予定日一覧表です。

資料 8 (15ページ)は、宮崎県最低賃金の一覧表です。

資料 9 (17ページ)は、年次別最低賃金額及び引上げ額・率の一覧表で、平成13年度以降の地賃、各産別最賃の改定状況について、金額、引上げ額、率を一覧表にしたものです。

令和元年度は、地域別最賃が28円、産別最賃は、肉・乳製品製造業・各種商品小売業は改正がありませんでした。電気機械器具製造業は25円、自動車(新車)小売業は24円の引き上げとなっております。

資料 10 (18ページ)は、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移」です。最賃の改定時期後、例年、1月から3月に実施しております。

昨年度(令和2年1～3月)の宮崎労働局における監督件数は262件で、違反事業場数は15件、違反率は5.7%でした。

次のページは、違反事業場15件の最低賃金額以上を支払っていない理由と、監督実施事業場

における働き方推進センターと業務改善助成金の認識状況です。違反理由としては「賃金を時間額に換算して比較していなかった」が最も多く、次いで「適用される最賃額を知らなかった」が多い状況です。働き方推進センターと業務改善助成金の認識状況は、大変低い状況でした。

次の(21ページ)は、全国の「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」です。前のページの宮崎局と全国の状況を比べますと、違反率は宮崎が低く、最低賃金が適用されることを知らない割合は宮崎の方が高い状況です。

次に資料 11(23ページ)からは厚生労働省作成の春闘についての資料です。

宮崎県内の状況については、近年、県労働政策課から発表がございません。

資料 12(37ページ)からは、最低賃金制度についての資料になります。全国加重平均は7年間で152円の引上げとなっております。

資料 13(40ページ)からは、令和元年度の目安審議における労使の主張と公益委員見解です。最低賃金と生活保護との比較は第1回専門部会にお示しする予定ですが、42ページのとおり全国的には平成27年度から生活保護との乖離は解消されております。

資料 14(43ページ)からは、今年度の業務改善助成金の案内です。

資料 15(47ページ)からは、宮崎県が作成している資料で、平成30年4月の生計費及び労働経済関係資料となります。

資料 16(51ページ)令和元年度地方最低賃金審議会結審状況です。Dランクは、福島・愛媛・島根が目安額どおり、宮崎を含むその他の県で目安プラスの結審でした。

資料 17(57ページ)からは、内閣府の月例経済報告でございます。

資料 18(67ページ)からは、宮崎県統計調査課が6月18日に公表した「3月の主要経済指標」です。宮崎市の消費者物価指数の総合指数の概況は前月比(-)0.2%の下落、前年同月比は(+)0.1%の上昇です

資料 19(79ページ)からは、宮崎財務事務所が発表している「法人企業景気予測調査」です。その内容は、令和2年5月15日を調査時点として実施した「法人企業景気予測調査」について、県内企業109社からの回答から企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を統計的に示したものとなっております。景況判断は、製造業、非製造業ともに「下降」超幅が拡大となっております。

資料 20(91ページ)からは、日本銀行宮崎事務所が6月5日に発表した「宮崎県金融経済概況」です。

宮崎県の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、厳しさを増しているとなっております。

本日、追加資料として、7月1日に発表された「宮崎県金融経済概況」を配布しております。6月発表の「厳しさを増している」という表現から「厳しい状況にある」という表現に変わっており、判断が若干引き上げられています。

資料 21(99ページ)からは、令和2年6月30日付けで総務省統計局が公表した「労働力調査(基本集計)」です。

令和2年5月の全国の完全失業者数は198万人、前年同月に比べ33万人の増加、4か月連続の増加となっております。完全失業率(季節調整値)は2.9%で、前月に比べ0.3ポイントの上昇となっております。

資料 22(109ページ)からは、宮崎労働局職業安定部が毎月発表している「雇用失業情勢」の最新版である「5月の雇用失業情勢」です。

有効求人倍率1.12倍と前月より0.08ポイント低下となっております。

資料 23 (129ページ)からは平成31年3月高校卒業後の状況です。県内就職率は57.9%で、全国順位は44位と前年度より率・順位とも少しだけ上昇しました。

資料 24 (139ページ)からは民間調査会社による2020年5月における「新型コロナウイルス感染症に対する九州企業の意識調査」です。このうち宮崎県内の企業において、業績に『マイナスの影響がある』見込む企業は85.7%となっており、九州内で3番目に高い数値となっております。

資料 25 (147ページ)からは民間調査会社による2020年5月の全国の人手不足倒産件数です。件数が減少傾向にあります。

資料 26 (151ページ)からは先週6月26日に開催されました中央最低賃金審議会資料の抜粋です。加藤厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への諮問文写しも添付しています。

資料 27 (155ページ)からは同日に開催されました運営小委員会に提供されました主要統計資料です。最終ページに中賃の今後の予定(案)を添付しています。

以上が配付資料の説明です。

続きまして、決定要覧を説明します。6ページに「最低賃金の決定の仕組み」です。18ページに「全国の年次別推移」です。発効日と金額の変化を確認ください。167ページから令和元年7月31日の目安答申です。

177ページが目安ランクの推移です。九州は福岡を除き、全県Dランクです。要覧に掲載されている内容については資料から割愛しました。

最後に「宮崎県の賃金」を説明します。5ページが全国の最低賃金の状況です。宮崎県内の事業場で働くすべての労働者とその事業主の人数です。

39ページが全国の初任給の比較です。

43ページからが全国との賃金比較です。男女別・規模別です。

以上で資料説明を終わります。

【松岡会長】

ただいまの説明で質問はございませんか。

(質疑なし)

【松岡会長】

特に無いようですので、議題2の「今後の審議の進め方について」ですが、当審議会では、例年、審議会の運営方法や審議計画などを検討するため、運営小委員会を設置しています。この運営小委員会の設置についてご検討いただきたいと思います。

まず、運営小委員会の従来を進め方について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

運営小委員会の従来を進め方について説明いたします。

資料3ページの宮崎地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。

運営小委員会の設置については、審議会運営規程第3条に規定されています。

第3条には「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」とされています。

次に小委員会の構成についてですが、規定上は特段の決まりはありませんが、従来から公・労・使2名ずつで構成し出席いただいているところです。

座長には、公益委員に就任いただき、取りまとめをお願いしています。

検討結果につきましては、本審に報告いたしまして、審議計画の確認などを行っています。

運営小委員会では、令和2年度の審議スケジュールを審議いただきます。

また、最低賃金審議会令第6条5項に規定されております「専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」旨の規定の採用についても運営小委員会で審議いただいているところです。

以上が運営小委員会の説明になります

【松岡会長】

ありがとうございます。

ただいま、説明がありましたけれども、これまでと同様、今年度も従来どおり設置することによろしいですか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、各側、運営小委員会の委員を2名選出ということで、お願いします。

委員は、本日この場で選出したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、委員の選出については各側委員より発言をお願いしたいと思います。

労働者側委員については、いかがでしょうか。

【中川委員】

はい、労働者側委員は蔵本委員と私、中川の2名でお願いします。

【松岡会長】

使用者側委員については、いかがでしょうか。

【河野委員】

奥野委員と私、河野でお願いします。

【松岡会長】

公益委員については、森部委員と私松岡とでお願いしたいと思います。

それでは、公益側委員として、森部委員と私松岡とで

労働者側委員として、蔵本委員と中川委員、

使用者側委員として、奥野委員と河野委員

以上6名の委員で運営していきたいと思ひます。

運営小委員会の日程については、予め事務局で調整していただひており、本日、この本審終了後に開催するということになっておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、本審終了後、しばらく休憩をとって運営小委員会を開催したいと思ひます。

続きまして 議題3 その他、についてですが、事務局の方からは、今回について議題はないとのことですが、各側何かご発言はありませんでしょうか。

(発言なし)

【松岡会長】

特にご発言もないようですので、本日の議事を終了したいと思ひます。

本日の議事録については、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思ひますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

では、議事録は公開ということにいたします。

本日の議事録の署名は中川委員、河野委員にお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、令和2年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
